

# 原発事故被害者 相双の会

## 連絡先

國分富夫（会長）

## 住所

〒976-0052

福島県相馬市黒木字迎畑 91-12

電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpitsu@gmail.com

## 事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133（浪江）

関根憲一 090-4889-3726（富岡）

板倉好幸 090-9534-5657（南相馬）

## 5月28日仙台高裁第13回裁判期日原告意見陳述

第1審原告 馬場 績

### ■ 1. 3.11 と古里津島 原発避難と私の81年

私の先祖は代々の百姓です。明治20年（1887年）ころ津島に入植し、私で4代目です。代々の母屋を壊し、住宅を新築したのは昭和53年、1978年5月です。同時進行で和牛繁殖事業と基盤整備事業を行いました。事業費は3,000万円超になりました。家屋敷はもちろん田畑・山林などすべてを担保に入れ、3年据え置き、17年返済で農林中金から1,700万円借り入れしました。一年をかけて繁殖素牛23頭を導入しました。

#### （1）現実の経営は机上のプラン通りにはゆきませんでした

借り入れの返済期日は年末の12月20日です。元利180万円、返済できなければ延滞利子が年3.5%加算されます。そのほか餌代の支払いがあります。牛はセリ市場にかけるのですが、いくらで売るか、文字通り食うか、食われるかの真剣勝負です。また、収穫した7~80俵余りのコメも、保有米を残して農協に出荷し、それでも足りないので妻のボーナスを丸々返済に回すなど綱渡りの連続でした。ある時は餌代支払いのために農協から短期資金を借入することもありました。正直、経営は火の車、命がけ、綱渡りの20年といっても過言ではありません。

#### （2）牛と共に生きる

子牛の市場価格の暴落に加えて、親牛や子牛の病気や死産など、経営は苦難の連続でした。子牛のお産や病気の時は牛舎に寝泊まりして一夜を共にす

ることもありました。

親牛が産後の病気で死亡したこともあります。残った子牛を守らなければなりません。酪農家から初乳をいただいて、哺乳瓶で子牛を育てたこともあります。子牛と私は親子のようでした。

昭和55年には福島県浜通り地方特有の「ヤマセ」（低温の東風と長雨）が襲来。あの「大冷害」に見舞われました。津島など山間高冷地の水稻は青立ちのまま、一粒のコメも採れませんでした。

減反政策と大冷害が契機となり再び畜産振興に力が入りました。昭和60年代から平成10年代には津島の和牛繁殖農家は約120戸、津島地区の約4分の1になりました。中山間高冷地である津島地区農業の経営の柱になって行きました。家畜市場では一部の家畜商から「牛の子でなく熊の子」などと津島の牛がさげすまれ、買い叩かれた時期もありました。「高値販売」するためにはどうすればよいか。双葉畜産組合の指導を受けながら牛飼いの仲間と共に和牛改良の研究を重ね、ついに双葉畜産組合各町村17支部の中で子牛の販売価格が上位に入るようになりました。

### ■ 2. チョルノービリ原発視察調査と3・11

私は「原発の危険」について長く住民運動にかかわり、これまでもチョルノービリ原発の現地視察に1994年5月と2018年1月、二度ゆきました。

チョルノービリ原発事故から8年後の1994年5月、「チョルノービリ福島県民視察調査団」に参加しました。参加の動機は10基の原発が立地す

る東京電力福島原発で、もし爆発事故が起きたらどうなるのか、その被害の実態と事故の教訓を学ぶためでした。

調査について二つのことだけ申し上げます。

一つはウクライナの国際リサーチセンター主任（当時）の発言です。

『爆発した原発を覆う石棺の状態が悪い。崩壊熱が今もあり、巨大な施設がそのままの状態にあり、それをどうするかが問題である』と。

2016年11月、爆発した4号機を石棺ごと覆う巨大な鋼鉄製シェルターが設置されたことはご存じのとおりです。

福島第一原発の廃炉はどうなるのでしょうか。

二つは森の中に沈む今の津島と重なる風景です。

チェルノブイリ原発10キロ圏内で見つ、汚染された機械や住宅を土でかぶせた山盛りの「お墓」が道路両側に延々と列をなしていた異様な風景は今でも強烈に記憶に残っています。ウクライナでは99村が消滅し、村の名前が刻まれた「墓地」を見た時の衝撃は言葉にできませんでした。

「500万ヘクタールの土地が放射能汚染のため不毛の地になったことを知り、『安全神話』こそ原発の安全確保にとって最大の障害である」、福島で絶対原発事故を起こしてはいけない、と報告しました。

二回目は今から6年前、福島県農民連代表らとの現地視察です。

原発事故で追われた人々がどう生きてきたのか。サマシヨール（高線量の非居住地で暮らす人たち）の人々との心の交流です。原発による非人道性を現場から告発したいということでした。



非居住地の閑村で一人で暮らす89歳のマリヤさんに『今、一番言いたいことは何ですか』と聞いたら『バァーバは生きてるよー』と叫ぶように答えた姿です。生き延びた、いや、精一杯生きてきた人間の叫びだと思ったのです。今、生きていけるかはわかりません。

### ■ 3、故郷津島を返してください

私は昨年、国が主導する特定帰還居住区域の指定に手を挙げました。しかし、農業利水も確保されず、営農再開の見通しはありません。

でも、あきらめることはできません。「今一度津島で田植えをしてみたい」、自然と共に生きたいという百姓の夢を捨てきれません。

今頃の津島が目には浮かびます。家の周りでもとれるワラビやフキ、シドケやタラの芽、コシアブラは田んぼの土手でいくらかでも採れました。他所に分け与えるのも喜びであり「シアワセ」を実感できる瞬間です。自然と共に生きる—それが津島の暮らしでした。

### ■ 4、残念無念、母屋と牛舎の解体を決断

母屋と牛舎の解体も決断をしました。解体は昨年



1月のことです。

お産の時や冬の夜、病気で凍える子牛に毛布を掛け、牛舎の片隅で一夜を明かしたあの牛舎が、目の前で唸る重機のエンジンの音と共に、屋根も、柱もむしり取られ、立ち上る埃の中に消えてゆきました。重機がかきむしる異様な破壊力に茫然自失でした。抵抗する術のない無力の百姓がその現場にいたことを想像してください。

先祖が残した46枚6反5畝歩の棚田を7枚1

町1反の整理田にした水田は今、直径10センチ以上の雑木が生い茂る山林に荒れ果ててしまいました。

人が人として、代々を背負って生きようとしているのに、過去・現在・未来を蹴散らしてしまう。それが原発事故です。

### ■5 津島開拓記念碑

ところで、裁判長は昨年10月18日の現地進行協議の際に、旧津島村役場の入り口に建立されている「津島開拓記念碑」をご覧になったと思います。碑文にはこう刻まれています。

先の「戦争終結により戦災引揚者二三男が、津島の未墾の山野に裸一貫入植 その数三百八十余りあらゆる悪条件を克服 同志相扶け肥沃な美田畑千余町歩が拓かれ津島五山の山野に開拓者の貴い所有地となる」

1984年(S59)開拓40年を記念して建立されたものです。

満蒙引き上げや戦災入植者は「寒さと貧困」に耐



え、「月明かりで山林を切り開いた」といわれています。筆舌に尽くし難い苦難に遭遇したであろうことはご想像いただけると思います。

碑文の最後にはこうも記されています。

「輝かしい業績を後世に 開拓農家の永遠の繁栄 世界の平和を祈念」する。

これは満蒙引き上げの開拓者は勿論、代々、世紀

をまたいで切り拓いた津島の先人にも通底する思いだと思います。

3・11の原発事故は国策による三度の犠牲です。国・東電は住民のこの願いにどう向き合うのですか。

### ■6、3・11前まで津島の人々は住民一丸となって村おこしに取り組んでいました

忘れることができないのは地域活性化のために地域住民一丸となって取り組んだ村おこしです。平成13年から始まった津島地区中山間総合整備事業(事業費約18億円)です。これは津島の地域活性化のために津島地区区長会や各種団体代表が参加して津島地区地域活性化推進協議会が結成され、役場職員と共に取り組んだ新しい村造りの活動です。羽附地区など四つの地区で水田圃場整備事業、集落の農道整備や町道の整備、現在役場支所が入っている津島活性化センターの建設は津島に大きな変化と活力をもたらした。中でも住民手づくりの直売所「ほのぼの市」でした。そこには年間を通して「山の幸」が店頭に並び住民の交流の場でもありました。「かぼちゃ饅頭」は県外からも出店の声がかかるほどでした。しかし、その努力も水の泡、3・11がすべてを消し去ったのです。

これからの津島はどうなってしまうのでしょうか。

確かにごく一部の復興拠点の整備は行われました。残された帰還困難区域は形ばかりの除染でことを済ませようというのでしょうか。故郷への郷愁と共に私たちの津島は地図上から消されてしまうのではないか。廃村・棄民の不安に、国と東電はどう答えるのですか？私たちは安心できる津島に戻りたいのです。汚したものは元に戻して返してください。

絶望のあまり、避難直後に出刃包丁で自ら命を絶った人もいます。わたしと同じ赤宇木部落の人です。PTSDや避難先での様々な差別など日常的に悩み苦しんでいる人も大勢います。「自分は孤独死のままになるのではないか」「仏の世界に行けるのか」、悩み苦しんでいる孤独な老人もいます。そこまで追い込んでしまったのは誰ですか？

この裁判はそれが問われているのです。

### ■7 3・11で問われているのは国・東電の責任と司法の良識です

然して、2022年6月17日、最高裁判所第二小法廷は福島第一原発事故について国の法的責任を認めない判決を言い渡しました。

6・17最高裁判決は、原発被害者はもちろん、二度と原発事故を起こしてほしくないと思う国民は、誰ひとりとして納得していません。しかし、**6・17最高裁判決**をコピペするかのような判決が続出しています。私は司法の責任の放棄だと思います。

原発事故は人災です。この仙台高裁の判決で、国・東電の責任を認め、原発事故を憂えるすべての国民・県民・被災者に生きる希望を与えてください。二度と再び福島を繰り返してはいけません。

「すべての国民が尊重される」、それが今の憲法であると思います。司法の良識を全うし、国・東電を断罪してくださることを切に求めて私の陳述とします。

## 戦争させない1000人委員会東京南部 第9回春の福島を知るバス視察団

今回で3回目の報告となります。

### 春の福島を知るバス視察団 原稿

東京清掃労働組合品川支部 神戸健太

中間貯蔵施設は100%国が出資・管理の基でJESCOという会社が運営し、大熊町と双葉町の二つの町を隔てて建設された福島県内の除染で発生した土壌や廃棄物を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に貯蔵するための施設とされていました。その後、中間貯蔵施設内のサンライトおおくま・福島県水産種苗研究所・大熊③工区土壌貯蔵施設・道路盛土実証事業の4カ所を見学しました。

しかし、施設内の多くは14年前から時間が止まっており、地震や津波被害、さらには原発被害の大きな痕跡を数多く残されていました。

施設を見学して、国の考えや今後の展望が垣間見える1日目となりました。2日目は、相双の会会長の國分さんの報告と東京新聞編集委員の山川さんの講演を受けました。市民運動や編集者から見えてくる汚染土の行方、国が推し進める政策の矛盾、現状と課題・展望を話されました。中でも汚染土に行方に焦点を当て、国が当初発言していた『放射能は遮えざる・遠ざける』がいつの間にか処分ではなく、再利用にすげ替え、自らの過ちを成果に変え美化しようとしている危険な状況であることを述べられました。この汚染土に対する適切な処理法を国が一方的に押し付けるのではなく、住民の意見を聞き模索していく事が最重要であることが最適解であると話されました。

最後に、私がこの2日間で感じたことは脱原発に対する運動をさらに強化していかなければならないという事です。それは、未だ福島がかつての姿を取り戻しておらず、ニュースなどで大々的に報道される様な華々しい復興は表面的な部分しか進んでいない事を目の当たりにしたからです。現政権は東日本大震災が引き金で起きたこれだけ凄惨な原発事故から何一つ学んではいない、それどころか原発を良しとし、再稼働を目指していることに改めて疑問を感じました。私が今すぐに何かを変えることはできるとは思いません。しかし、現状と課題を正しく認識することで、私には何が必要なのか再確認することができました。だからこそ、まずは身近な家族・職場・地域の仲間を巻き込み同じ意思を持った仲間を増やすことや大衆行動に積極的に連帯していくことを決意させられました。そして、改めて原発問題や憲法9条改悪の動きに注視すること、反戦平和の運動が如何に重要であるのかを再認識できた取り組みとなりました。

汚染された阿武隈山脈

